

改正

平成21年8月1日要綱第115号

平成24年4月1日要綱第159号

平成25年3月29日要綱第190号

平成31年4月1日要綱第51号

令和6年4月1日要綱第170号

立川市認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）が、東京都における福祉サービス第三者評価の指針について（平成24年9月7日付け24福保指改第638号）に基づく福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審する場合において、事業者が支払うべき費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、市内に認知症対応型共同生活介護等サービスの事業所を有し、そのサービス事業に関する第三者評価を受審する事業者とし、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該事業者が実施する事業で第三者評価を受審するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業を実施するため、東京都福祉サービス評価推進機構から認証を受けた評価機関に対して支出する報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の合計額から、利用者負担等を控除したものとする。ただし、他の補助制度の対象となるものを除く。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、前条の規定による補助対象経費の総額と補助限度額600,000円とのいずれか低い額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金交付申請書（第1号様式）及び認知症対応型共同生活介護等第三者評価結果公表承諾書（第2号様式）に関係書類を添付して提出するものとする。

2 前項の規定による申請があった場合は、速やかに審査のうえ補助金交付の可否を決定し、交付することと決定したときは認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことと決定したときは認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）を提出するものとする。

2 請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、追加交付があるときにおいても準用する。

（交付申請の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に事情の変更等で申請の内容を変更するときは、認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金交付申請変更届（第6号様式）に関係書類を添付して速やかに提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業を中止し、又は廃止するときは、認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金辞退届（第7号様式）により、速やかに提出するものとする。

（第三者評価の受審）

第8条 補助事業者は、交付申請の内容に従って速やかに第三者評価を受審するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添付して別に定める時期までに実績報告をするものとする。

（補助金の確定及び交付）

第10条 実績報告書の提出があったときは、審査のうえ、その内容が適当であると認めたときは、

補助金の額を確定して認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金確定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとし、既に交付した額に不足が生じているときは、その不足額を追加交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者は、その取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、指定する期日までに返還するものとする。

3 前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付した額に超過が生じているときは、補助事業者は、指定する期日までに当該超過額を返還するものとする。

（関係書類の保管）

第12条 市長及び事業者は、この補助金に関する書類、帳簿等を当該年度の翌年度から起算して5年間整理保管するものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日要綱第115号）

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日要綱第159号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第190号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第51号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要綱第170号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。